

【申請時の注意事項】

下記用件を満たさない場合には、補助金申請ができませんので申請の際にご確認ください。

1 空き家等とは

市内に所在する居住家屋又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及び、その敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。

2 空き家解体の条件

同一敷地内に居住家屋（空き家）及び付小屋等（付属建物）がある場合は、全ての解体撤去が補助対象の条件となります。空き家だけ解体し、付属建物を残す場合は補助対象外です。また、本宅が近接している空き家は、付属建物とみなします。

3 空き家等調査の同意について

対象事業の補助決定を行うため、各調査が必要となりますので、同意くださるようお願いいたします。

4 市税等について

市税等の滞納がある場合は、補助事業の対象となりません。

5 建築年

築40年未満は、補助対象外です。建築年は課税明細書（固定資産税）からも確認できます。

6 解体工事業者

補助対象の場合、解体業者は市内の法人・個人業者で建築業法の許可がある等の制約があります。

7 解体工事見積金額

解体・処理費を見積ください。

※解体後の処理も必要です。解体のみでは補助対象となりません。

空き家（居住家屋）を解体した場合、住居用地の特例の対象外となり土地の固定資産税の額が高くなる可能性があります。

詳細について税務課にご確認ください。（電話 0187-43-1117）